

平成 25 年 2 月 21 日  
海事局安全・環境政策課

<問い合わせ先>

海事局安全・環境政策課 奥村、小柳

TEL 03-5253-8111 (代表) (内線 43-531, 43-533)

03-5253-8631 (直通)

FAX 03-5253-1642

## 「第 2 回 第十一天竜丸転覆事故調査報告書を踏まえた 安全対策検討委員会」の議事概要について

標記検討委員会を下記のとおり開催しましたので、その概要をお知らせします。

### 記

#### 1. 日時及び場所

平成 25 年 2 月 19 日(火) 14:00~16:00  
中央合同庁舎 2 号館 15 階 海事局会議室

#### 2. 配付資料・出席者 別紙のとおり

#### 3. 議事概要

##### ○議事(概要)

- ・第 1 回検討委員会議事の概要について、事務局より説明が行われ、原案どおり承認された。
- ・「川下り船の安全対策ガイドライン」について事務局から説明が行われ、内容について各項目毎に以下の審議が行われた。

##### ●ガイドラインの適用対象について

- ・「湖や沼など流れのない水域、または、ゆったりした流れの川を航行する遊覧船、屋形船など」は、ガイドラインの適用対象外となるが、ガイドライン中の適用可能な安全対策については、ガイドライン適用対象外の事業者もこれを参考に安全対策の向上を図って頂くことが好ましい旨の指摘があった。当該指摘に対し、本ガイドラインは川下り船特有の危険性に着目して作成するものであるが、広く関係者に活用いただくよう、ガイドラインの書きぶりを修正することとなった。

##### ●ポイント 1 運航管理の充実について

- ・「船頭の飲酒後の乗船について、確実な管理を行うためには、呼気中のアルコール濃度の基準値をガイドラインに明記することが好ましい旨の指摘があった。当該指摘に対し、「操船者の呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、乗船させてはならない。」旨、ガイドラインに明記することとした。

##### ●ポイント 2 船頭の操船技量と経験の充実について

- ・ろかい船における船頭の操船技量区分等について例示されているが、船外機を有する川下り船の場合、船外機があることでむしろ過信が生じ、危険な運航が行われ、また、未熟な技量者による運航が行われることも危惧されるところ、船外機を有する川下り船の操船技量等に

ついても言及することが好ましい旨の指摘があった。当該指摘に対し、実態等を確認したうえで、ガイドラインの修正について検討することとなった。

●ポイント3 危険箇所の把握と情報共有について

- ・ヒヤリハット情報や、事故・危険情報などについて、警察、消防といった捜索・救助機関などと共有する仕組みを構築することが好ましい旨の指摘があった。当該指摘に対し、ガイドラインに捜索・救助機関など関係者とのヒヤリハット情報等を共有する仕組みの構築について記述することとなった。

●ポイント4 捜索・救助体制の構築・整備について

- ・乗客一人一人の氏名、性別、年齢、住所、緊急時連絡先を乗船前に把握することは、困難なケースも想定されるが、捜索・救助活動を行う際には、少なくとも大人・子供別の乗船者数の把握が重要である旨の意見があった。

●ポイント5 救命胴衣の着用の徹底について

- ・救命胴衣を着用していない者の乗船を認めないとされていることについて、適切な救命胴衣を着用することができない1歳未満の乳児や妊婦などの乗船を認めることができず、営業上の問題となり得ることから、事業者にとっては、厳しい対応である旨の意見が述べられた。当該意見に対し、事務局から、天竜川において発生した事故のように、不意に船舶が転覆し、旅客が落水した場合、落水者の安全を確保するためには、救命胴衣の着用は必須であり、不意に落水した場合の安全が十分に確保できない者の乗船は認めるべきではない旨の説明があった。
- ・本ポイント5については、引き続き検討を行うこととなった。

- ・第2回検討委員会での議論を踏まえ、事務局において、適宜、ガイドライン(案)の修正を行い、次回の検討委員会において更なる検討を行うこととなった。

○今後の予定

平成25年3月中旬に第3回検討委員会を開催する予定。

以 上